

〔別 紙〕  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 むらお矯正歯科クリニック  
①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用  
注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 滋賀県草津市西大路町 8-11

(3) 設立認可年月日 平成 19 年 2 月 13 日

(4) 設立登記年月日 平成 19 年 2 月 28 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	村防 睦樹	
理 事	村防 弥生	
同	村防 美来	
同	村防 偉緒	
同	村防 那緒	
同	村防 美弥	
監 事	北河 秀規	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	むらお矯正歯 科クリニッ ク	2 5 3 0 6 0 0 9 4 5	滋賀県草津市西大路町 8-11	なし

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）  
該当なし
  
- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）  
該当なし
  
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
令和7年5月15日 令和6年度決算報告の件  
令和8年3月1日 令和8年度事業計画決定の件
  
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債  
該当なし
  
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債  
該当なし
  
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設  
該当なし
  
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
該当なし
  
- (9) その他  
該当なし



法人名 医療法人むらお矯正歯科クリニック

※医療法人整理番号 

0	0	3	7	0
---	---	---	---	---

所在地 滋賀県草津市西大路町8-11

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	202,228	I 流動負債	4,675
II 固定資産	230,466	II 固定負債	1,216
1 有形固定資産	32,955	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	100	負債合計	5,891
3 その他の資産	197,411	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基金	8,880
		II 積立金	
		(うち代替基金)	
		IV 評価・換算差額等	417,923
		純資産合計	426,803
資産合計	432,694	負債・純資産合計	432,694

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人むらお矯正歯科クリニック

※医療法人整理番号 0 0 3 7 0

所在地 滋賀県草津市西大路町8-11

損 益 計 算 書  
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	189,481
2 事業費用	195,013
本来業務事業利益	△ 5,532
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	△ 5,532
II 事業外収益	16,208
III 事業外費用	40
経常利益	10,636
IV 特別利益	3,161
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,797
法人税等	98
当期純利益	13,699

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人むらお矯正歯科クリニック  
理事長 村 防 睦 樹 殿

私（注1）は、医療法人むらお矯正歯科クリニックの令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月21日  
医療法人むらお矯正歯科クリニック  
監事 北 河 秀 規

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。